

武雄市契約管理システム構築事業者選定プロポーザル実施要領

1. 概要

(1) 業務名

武雄市契約管理システム構築業務

(2) 業務内容

- ① 武雄市契約管理システムの開発及び導入（建設工事、建設コンサルタント及び物品等業務）
 - ② 工事発注管理システムからの業者データ及び工事データの移行
- 詳細は、武雄市契約管理システム構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和元年12月27日まで

(4) 提案上限額

7,975,000円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む）

※この金額は、導入費（操作研修等含む）及び令和2年3月31日までの運用・保守費を含んだ額である。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

(5) その他

契約管理システムを運用するにあたり、既存電子入札システムとの連携が可能であること。

2. 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

3. 参加資格要件及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格要件（必須条件）

- ① 公告日現在で、武雄市に役務の提供に係る競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 参加表明申請日において、武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 平成31年3月31日までの過去5年間で、他自治体で電子入札システムとの連携機能を備えた契約管理システム構築業務（工事成績評価システムを含む）を元請として行い、完了した実績が3件以上あること。

(2) 提案書を選定するための評価基準

提案書を選定するための評価基準はおおむね次のとおりであり、詳細については、別に定める武雄市契約管理システム構築業務プロポーザル選定要領（以下、「選定要領」という。）に記載のとおり

りとする。

- ① 実績等評価
- ② 事業計画に関する評価
- ③ システムの機能性及び操作性
- ④ 導入後の対応
- ⑤ 見積金額に関する評価

4. 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限、場所及び方法

本プロポーザルに参加の意思がある者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 関連業務受託実績調書（様式第2号）及び受注を証する書類の写し

(2) 提出期限・提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 平成31年4月12日（金）午後3時まで
- ② 提出先 武雄市総務部資産管理課
（〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10）
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法 持参または郵送による。郵送による場合は必着とし、書留等郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

※ 様式は武雄市ホームページからダウンロードすること。

5. 参加資格要件の確認通知

市は、上記3により参加の意思を表明した者に対し、次により参加資格要件の有無を通知する。

- (1) 通知日 平成31年4月15日（月）
- (2) 通知方法 参加の意思を表明した者全員に、参加表明書に記載のメールアドレス宛に電子メールにより通知する。

6. 質問書の提出等

(1) 提出期限・提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 平成31年4月17日(水)午前11時
- ② 提出場所 武雄市総務部資産管理課
- ③ 提出方法 質問書（様式第3号）を電子メールにて下記アドレスに送信すること。
送信先アドレス：keiyaku@city.takeo.lg.jp
※市はメール受信後、受信確認メールを送信する。
- ④ 回答日 平成31年4月19日(金)
- ⑤ 回答方法 参加資格を有する者全員に電子メールにより回答する。

7. 提案書等の提出

(1) 提出書類等

- ① 提案書鑑（様式第4号）
- ② 業務提案書（任意様式）
 - ・仕様書に基づき作成すること。
- ③ 管理項目・機能確認書（別紙1）
- ④ 見積書（様式第5号）及び見積内訳書
 - ・見積内訳書は任意様式とするが、業務名称及び金額を記載すること。金額は消費税等を含んだ額とし、消費税等の割合は、税抜金額の10%とする。
 - ・提案上限額を超えないようにすること。超えた場合は失格となる。
- ⑤ 令和2年度から5年間のシステムの維持及び保守に関する費用の見積書及び見積内訳書及びその後5年間分（導入から10年後まで）の参考見積。

(2) 提出部数等

- ① 紙媒体のもの 1部
- ② 電子データ（PDF形式） 1部
 - ・電子データはPDF形式とし、押印が必要なものは押印後のものをスキャナ等で読み取り、保存したものとする。なお、解像度は200dpi以上とする。
 - ・電子データはCD-ROM又はDVD-ROMに書き込んだものを提出すること。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間 平成31年4月16日（火）から4月26日（金）午後3時まで
- ② 提出先 武雄市総務部資産管理課
- ③ 提出方法 持参または郵送による。郵送による場合は、書留等郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。
- ④ その他 提出期間内に提出しない者は失格とする。

8. プレゼンテーション

(1) 実施日・場所

- ① 実施日 令和元年5月13日（月） ※ 時間は各事業者に通知する。
- ② 場所 武雄市役所 2階会議室②

(2) 実施方法

- ① 提出された提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位3者までについてプレゼンテーション審査を行う。
- ② 1事業者につき40分以内（質疑応答を含む）とする。

(3) その他

- ① プレゼンテーションは非公開とする。
- ② 会議室に入室できる者は1事業者4名以内とする。
- ③ プレゼンテーションは「6（1）提出書類等」で提出した書類に沿って行うこととし、説明のスタイルは自由とする。
- ④ 業務提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ⑤ パワーポイント等を使用しての説明を認めるが、パソコン、プロジェクター等を持参すること。

9. 契約優先交渉権者の選定方法等について

（1）選定方法

提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する選定委員会を開催する。選定委員会は、あらかじめ定められた選定要領に基づき公平に評価を行い、随意契約の相手方となる優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者を選定する。

（2）優先交渉権者

優先交渉権者と市は、仕様書及び提案書の内容を基に、業務の履行に必要な条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。交渉が調い市長の決裁を受けることにより契約者となる。ただし、優先交渉権者と交渉が調わないときは、次点交渉権者と交渉を行う。

10. 審査結果の通知等

- （1）選定委員会の結果を市長に報告後、速やかに参加事業者を選定結果を通知する。
- （2）優先交渉者に選定されなかった者は、選定結果について、結果通知到着後1週間以内に書面にて説明を求めることができる。

11. その他

- （1）提出され書類等は、返却しない。
- （2）提出された書類等は、必要に応じ複写する必要があるが、参加者に無断で二次的使用は行わない。
- （3）参加に際し必要な費用は、参加者の負担とする。
- （4）優先交渉権者は、選定委員会の選定の結果、業務遂行に最適な者として選定した者であり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、武雄市との契約関係を生じるものではない。
- （5）契約の締結にあたっては、双方協議のうえ事業の詳細について仕様を定める。

12. スケジュール

- （1）参加表明書の提出期限 平成31年4月12日（金）午後3時
- （2）参加資格確認通知日 平成31年4月15日（月）
- （3）質疑書受付期間 平成31年4月5日（金）～4月17日（水）午前11時
- （4）質疑回答日 平成31年4月19日（金）

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (5) 提案書提出期限 | 平成 31 年 4 月 2 6 日 (金) 午後 3 時 |
| (6) プレゼンテーション | 令和元年 5 月 1 3 日 (月) |
| (7) 審査 | 同上 |
| (8) 優先交渉権者決定・公表 | 令和元年 5 月 1 5 日 (水) |
| (9) 打合せ・仕様書の確定 | 令和元年 5 月 2 0 日 (月) |
| (10) 契約締結 | 令和元年 5 月 2 4 日 (金) |

※ 上記スケジュールは予定であり、変更となる場合もある。その場合は参加者に対し事前通知を行う。

1 2. 担当課

武雄市資産管理課契約検査係

住 所：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話番号：0954-27-7090

FAX 番号：0954-23-3816

E-mail：keiyaku@city.takeo.lg.jp